様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

平成　２９年　６月　２６日

愛 知 県 知 事　殿

提出者
住　所　愛知県刈谷市相生町三丁目３番地
氏　名　アイシン開発株式会社
取締役社長　金田　芳彦
電話番号　０５６６－２７－８７００

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事　業　場　の　名　称	アイシン開発株式会社
事　業　場　の　所　在　地	刈谷市相生町三丁目３番地
計　　画　　期　　間	平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事　業　の　種　類	０６：総合工事業
②事　業　の　規　模	４８８億 円
③従　業　員　数	３４７人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ﾋﾞﾙ建設工事 旧建築物解体：がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 ﾘﾌｫｰﾑ工事：　木くず→再生処理業者に委託してチップとして再資源化 混合物→最終処分業者に委託して埋立処分 基礎工事：（場所打工法）：汚泥→中間処理業者に委託して脱水後、埋立処分 建設工事：がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類→再生処理業者に委託してＲＰＦ燃料として再資源化

（日本工業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

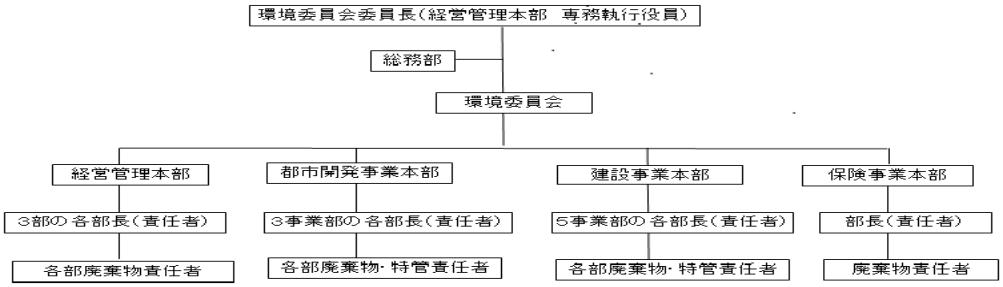

・上記の組織図に従い各事業部の部長で構成する環境委員会を設置して、廃棄物に関する事項の方針・方法を検討する。
　又、廃棄物の数量報告及び活動状況も報告。
・廃棄物責任者は廃棄物の削減・適正な管理及び処理等全般を管理する。
・各部及びプロジェクト（現場）に建設系廃棄物責任者を定めて廃棄物の分別と廃棄物量及びマニュフェストの管理を実施し
　関係者への指導を行う

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（　平成２８年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排　　出　　量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・現場設置コンテナに紙くず（ダンボールを含む）として廃棄 ・サィディングボードを現場で切断した後に端材として廃棄		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排　　出　　量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ダンボールは有価物として再利用 ・サイディングのメーカーに端材が出ないような工場加工を要望する。 ・金属を有価物として再利用		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・金属、廃プラスチック類、紙くず、石膏ボード、木くずはそれぞれに分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特になし

（第３面）

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（　平成２８年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・特に実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・実施する予定はない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（　平成２８年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・特に実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・減量、熱回収等の中間処理についは、委託処理により実施していく。</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（　平成２８年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	―	―
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	―	―
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（　平成２８年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・数量はつかめないが可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。		

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>別紙の通り</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・優良認定処理業者を選定する。
・委託先処理業者には定期的に実施確認を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

2017/7/4

愛知県 産業廃棄物処理計画種類(別紙)

産業廃棄物の排出に関する事項

①現状	【前年度(平成28年度)実績】														
	産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾞﾗ	ｱｽﾌｧﾙﾄｶﾞﾗ	その他がれき類	ｶﾞﾗｽ陶磁器ｸｽﾞ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	金属ｸｽﾞ	混合(安定形のみ)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維ｸｽﾞ	廃石膏ボード	混合(管理型)	
	排出量	648.9	858.6	2,902.5	352.8	32.9	12.9	478.3	564.6	2.0	492.6	1.1	3.7	42.9	6,393.8
②計画	【目標】平成28年度														
	産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾞﾗ	ｱｽﾌｧﾙﾄｶﾞﾗ	その他がれき類	ｶﾞﾗｽ陶磁器ｸｽﾞ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	金属ｸｽﾞ	混合(安定形のみ)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維ｸｽﾞ	廃石膏ボード	混合(管理型)	
	排出量	1,132.0	2,341.0	1,267.0	92.0	46.0	3.0	491.0	4,327.0	3.0	140.0	1.0	18.0	49.0	9,910.0

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(平成28年度)実績】														
	産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾞﾗ	ｱｽﾌｧﾙﾄｶﾞﾗ	その他がれき類	ｶﾞﾗｽ陶磁器ｸｽﾞ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	金属ｸｽﾞ	混合(安定形のみ)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維ｸｽﾞ	廃石膏ボード	混合(管理型)	
	全処理委託量	648.9	858.6	2,902.5	352.8	32.9	12.9	478.3	564.6	2.0	492.6	1.1	3.7	42.9	6,393.8
	優良認定処理業者への委託量	0	0	8.2	5.7	2.8	5.5	4.8	0	0	102.7	0	1.0	1.3	132.0
	再生利用業者への処理委託量	648.9	858.6	1,335.2	112.9	28.3	12.9	320.5	564.6	2.0	463.0	0.6	3.4	29.2	4,380.0
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②計画	【目標】平成29年度														
	全処理委託量	636	841	2844	346	32	13	469	553	2	483	1	4	42	6,266
	優良認定処理業者への委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	再生利用業者への処理委託量	636	841	1308	111	28	13	314	553	2	454	1	3	29	4,292
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	